

第3期

和東町  
子ども・子育て  
支援事業計画

概要版



令和7年3月

和東町

## 計画策定の趣旨

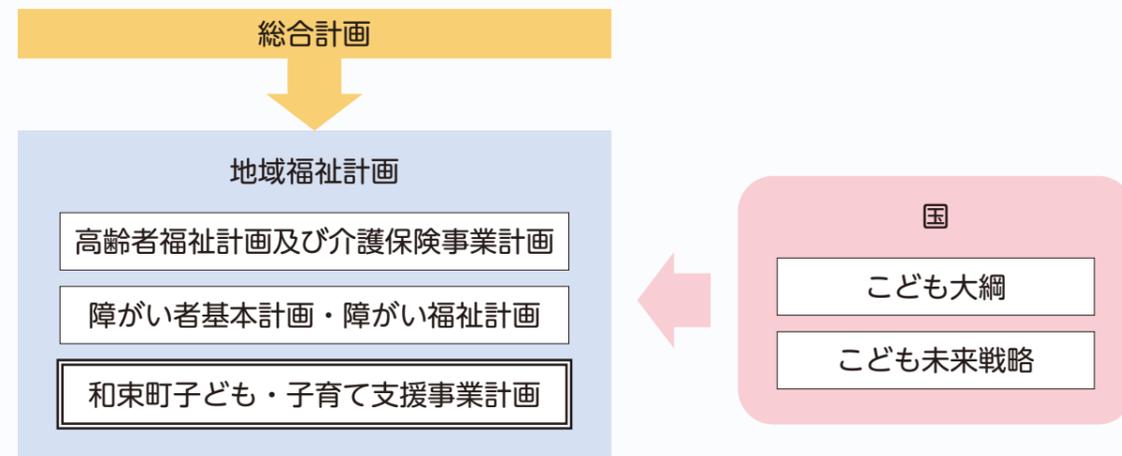
### 計画策定の背景と目的

和束町における子どもや子育てを取り巻く環境をふまえ、令和7年度からを計画期間とする「第3期和束町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画は令和2年に策定した「第2期和束町子ども・子育て支援事業計画」の後継の計画であり、和束町において子ども・子育てに対する切れ目のない支援を行い、子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを産み、育てることのできる社会を実現するための計画です。

### 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法や次世代育成支援対策推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づき策定するものです。また、上位計画である「和束町総合計画」やその他関連計画との整合性や、国・府の子ども・子育て支援の関連計画との整合性を図ります。



### 計画の対象

本計画は、和束町に居住するすべての子ども（0歳から18歳）、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者を対象とします。

### 計画の期間

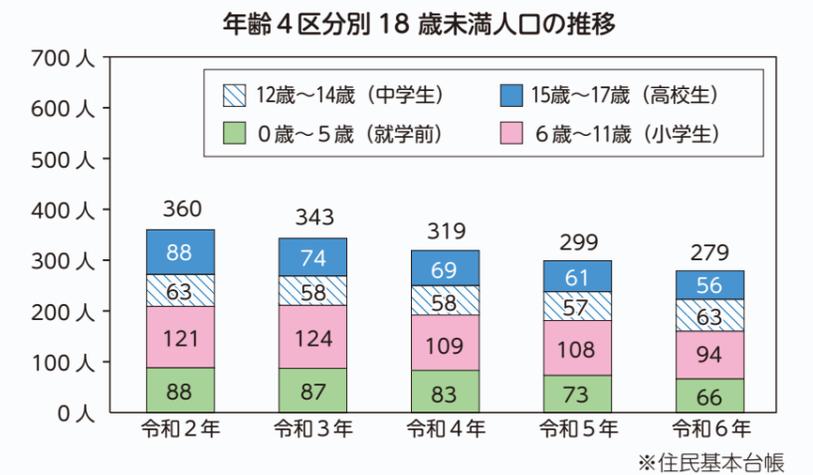
本計画は、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とするものです。ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度～
本計画						
次期計画					●見直し及び策定	➡

## 和束町の子ども・子育てを取り巻く現状

### 18歳未満人口

和束町の18歳未満人口は減少傾向で推移しており、令和6年では279人となっています。



### 6歳未満の子どもがいる世帯

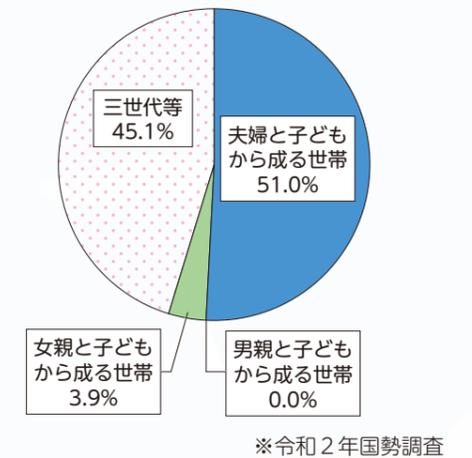
和束町での世帯の状況を見ると、6歳未満の子どもがいる世帯は51世帯となっています。

また、6歳未満の子どもがいる世帯のうち、54.9%が核家族となっており、三世帯等世帯が45.1%となっています。

一般世帯と6歳未満のいる世帯の世帯数等

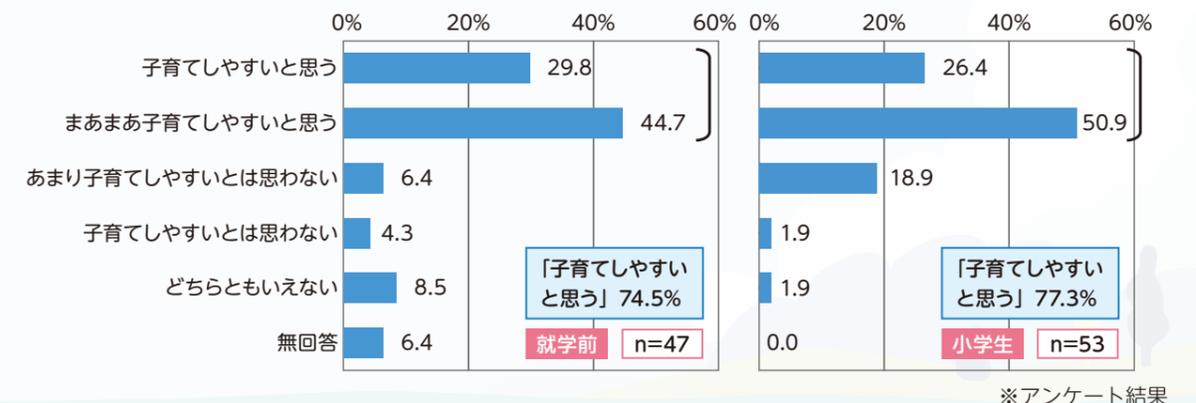
	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	6歳未満人員 (人)
一般世帯	1,377	3,427	71
6歳未満のいる世帯	51	246	71

### 6歳未満のいる世帯類型



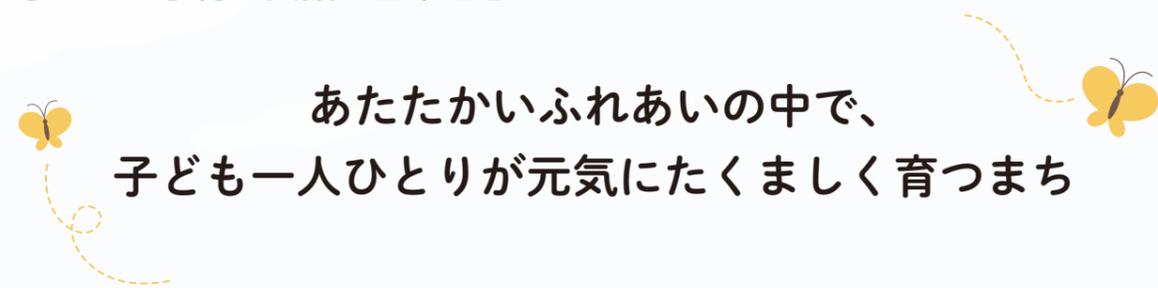
### 和束町は子育てしやすいと感じるか

就学前・小学生調査とも約7割が「子育てしやすい」と感じています。



# 計画の基本的な考え方

## 子ども・子育て支援の基本理念



あたたかいふれあいの中で、  
子ども一人ひとりが元気にたくましく育つまち

## 事業体系・事業内容

### 1 子ども・子育て支援の推進

和束町では子ども・子育て世帯への支援として、相談支援・情報提供、医療の充実・定期的な健診の実施、交流の促進、日頃の見守り、食育の推進等、様々なそして幅広い支援を実施してきました。

今後も一層の支援の実施・充実に努め、妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援を行い、和束町における子育てを支援していきます。

事業内容	①子育て相談、情報提供の充実
	②妊娠・出産・育児への切れ目ない支援の実施
	③各種健診の実施、訪問等の見守り支援の充実
	④食育の推進
	⑤小児医療体制の維持・確保

### 2 親と子が共に学び育つ環境づくり

和束町ではこれまで、保育園における英語教育の実施、小・中学校における体験学習の実施や外部講師・ALT等による授業の実施等、幅広い教育の実施に取り組んできました。さらに、保育園と小学校の連携により、小学校へ上がる際への支援もおこなっており、保育園、小・中学校と連続性のある教育の実施に取り組んでいます。

今後も、子どもたちが心身ともに豊かに育ち、社会の中で主体的に生き抜くための力を身につけられるよう、地域との協働の視点も含めた総合的な学びを推進していきます。

事業内容	①教育・体験による総合的な学びの推進
	②家庭と地域の教育力向上

### 3 すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくり

子どもたちが健全に遊び、学ぶための環境を整えることは、子どもたちの育ちや学びに大きな影響を与えるため、環境づくりへの支援は大変重要です。子どもたちが事故やインターネットやSNSを利用した事件・犯罪に巻き込まれることのないように、多様な被害から子どもを守り、子どもたちが安全安心にそして健全にのびのびと育つことのできる環境づくりを進めます。

また、すべての子どもたちが安心して育つためには、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持つことも大切です。幸せな状態（ウェルビーイング）の実現に向けた居場所づくりについても推進していきます。

事業内容	①子どもの交通安全を確保するための活動
	②子どもを事件や災害の被害から守るための活動
	③子どもたちの健全な育ちを支援する環境づくり
	④子どもたちの健全な遊び・学び、居場所づくりへの支援

### 4 多様な子育て家庭を支援する専門的な取り組みの推進

近年、子育て世帯を取り巻く環境は多様化しており、またそれぞれの家庭環境も様々です。

そういった多様な家庭に対する、障がい等のある子どもや外国につながる子ども等、配慮が必要な子どもに対する支援について、これまでに引き続き実施していきます。

また、近年問題視されている児童虐待については、相談窓口の充実や訪問活動等の実施によって未然に防ぐことを第一として、早期発見・早期対応を行うのはもちろん、実際に起こってしまった際の早急な対応やアフターケア等、関連機関と連携した取り組みを行っていきます。

事業内容	①児童虐待防止対策の推進
	②配慮を要する子どもへの支援の実施

### 5 未来を担う子どもを応援する仕組みづくり（子どもの貧困対策計画）

現在から将来にわたって、すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築をめざし、国は子どもの貧困対策を進めています。

和束町においても、各種経済的支援の実施のほか、貧困率が高くなってしまいがちなひとり親家庭への支援についても引き続き実施していきます。また、生活の安定に向けて、仕事と子育ての両立に向けたワーク・ライフ・バランスの実現のための施策についてもあわせて推進していきます。

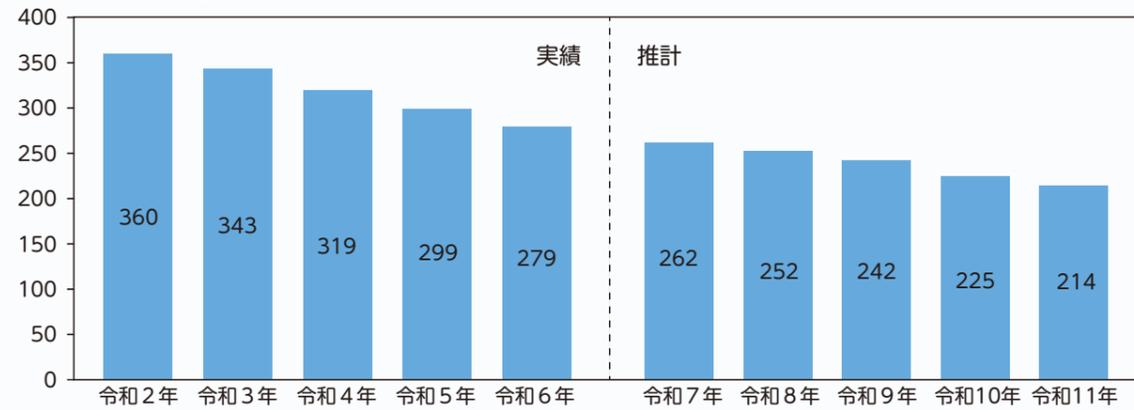
事業内容	①ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）等への支援の実施
	②国や府と連携した経済的支援の実施
	③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

# 量の見込みと確保方策

## 将来の子ども人口

住民基本台帳による和束町の18歳未満人口は、減少傾向で推移し、令和6年の279人から令和11年には214人まで減少するものと想定されます。

18歳未満人口の推移と予測



	実績					推計				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
18歳未満人口	360	343	319	299	279	262	252	242	225	214
0～5歳 (未就学児)	88	87	83	73	66	60	50	48	47	49
6～11歳 (小学生)	121	124	109	108	94	90	92	85	73	65
12～14歳 (中学生)	63	58	58	57	63	56	55	49	51	47
15～17歳 (高校生)	88	74	69	61	56	56	55	60	54	53

※実績値は住民基本台帳

## 量の見込みと確保方策

### (1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

量の見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定(3～5歳)	0	1	1	1	1
2号認定(3～5歳)	37	23	22	22	25
3号認定(2歳)	5	9	9	8	8
3号認定(1歳)	8	8	7	7	7
3号認定(0歳)	3	3	3	3	3

#### 提供体制、確保方策の考え方

今後も引き続き、利用者のニーズを反映できるよう体制の整備を進めます。

また今後、保育を必要とする事由に該当しない保護者からの預かりへの対応を進めるため、和束保育園の認定こども園への移行に関する検討を進め、運用に向けた調整を行います。

### (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

量の見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業(か所)	2	2	2	2	2
地域子育て支援拠点事業(人回/年)	28	31	30	29	28
地域子育て支援拠点事業(か所)	1	1	1	1	1
妊婦健康診査(人/年)	9	8	8	8	7
妊婦健康診査(回/年)	126	112	112	112	98
乳児家庭全戸訪問事業(人/年)	9	8	8	8	7
養育支援訪問事業(世帯/年)	1	1	1	1	1
養育支援訪問事業(訪問件数/年)	3	3	3	3	3
子育て短期支援事業	利用希望に応じ柔軟に対応できるよう、現行体制での実施を継続				
一時預かり事業(人日/年)	13	11	11	11	11
延長保育事業(人/年)	9	8	8	8	8
病児・病後児保育事業	1	1	1	1	1
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	必要に応じて組織化の是非を検討				
放課後児童健全育成事業(人)	39	41	37	32	27
親子関係形成支援事業(人/年)	2	2	2	2	2
妊婦等包括相談支援事業(回/年)	9	8	8	8	7
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)(人/年)		2	2	2	2
産後ケア事業(人日/年)	1	1	1	1	1

#### 提供体制、確保方策の考え方

地域子ども・子育て支援事業については、現在の状況や利用実績等をふまえ、量を見込みました。家庭で子育てをする保護者も利用できる、様々な地域子ども・子育て支援事業について、適正な事業実施に努め、すべての子育て家庭に対する支援を行います。



## 第3期和束町子ども・子育て支援事業計画 概要版

編集：和束町 福祉課

和束町役場

〒619-1295 京都府相楽郡和束町大字釜塚小字生水 14-2

TEL：0774-78-3006 FAX：0774-78-2799